

財団法人福岡観光コンベンションビューロー寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人福岡観光コンベンションビューロー（英文名 FUKUOKA CONVENTION&VISITORS BUREAU 略称FCVB）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県福岡市中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、福岡市及び周辺地域との緊密な連携のもとに、観光客の誘致、コンベンション（国際・国内の各種会議、展示会等をいう。）の誘致等を行うことにより、福岡市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際、国内観光の振興による人的交流の促進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致及び受入
- (2) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
- (3) 観光・コンベンション都市福岡の広報及び宣伝
- (4) 観光及びコンベンションの調査、企画及び開発
- (5) 福岡市からの委託による受託事業の管理運営
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 賛助会費収入
- (4) 負担金収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 基本財産として、指定して寄附された財産

(2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に変えて保管しなければならない。

3 この法人の資産のうち基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、九州運輸局長の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計書類等)

第10条 会長は、毎事業年度終了とともに、理事会の7日前までに次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

(5) 正味財産増減計算書

(6) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について理事会の議決及び評議員会の同意を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第 3 章 役員等

(役員)

第 11 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 理事長 1 名
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 常務理事 1 名
- (5) 理事 30 名以上 35 名以内
(会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監事 3 名

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 13 条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長及び理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を組織して業務を執行する。
- 6 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 15 条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づき、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 16 条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(評議員)

第 17 条 この法人に、評議員 30 名以上 35 名以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任する。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の付議した重要事項に対して意見を述べ、及び必要と認める事項について会長に助言する。

5 評議員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

6 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

7 評議員については、第 14 条から第 16 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(顧問及び相談役)

第 18 条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 相談役は、この法人の業務に関し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第 19 条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集等)

第 20 条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、理事の 3 分 1 以上から又は、監事から会議の目的である事項を示して理事会の請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に招集しなければならない。

- 3 理事会の招集は、会議の目的、事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議決事項)

第21条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

- 2 前項第1号及び第2号の事項は、評議員会に付議した後これをするものとする。

(定足数等)

第22条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かななければならない。

(規定の準用)

第25条 第20条第3項及び第22条から前条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 5 章 専門委員会

(専門委員会)

第 26 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第 6 章 賛助会員

(賛助会員)

第 27 条 この法人の趣旨に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。

3 前項に定めるもののほか、賛助会員に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 28 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 29 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、九州運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 30 条 この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、九州運輸局長の許可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 31 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、九州運輸局長の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(細則)

第 32 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、九州運輸局長の設立の許可のあった日(昭和 62 年 9 月 1 日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第 12 条第 1 項及び第 2 項及び第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第 14 条第 1 項及び第 17 条第 7 項の規定にかかわらず、昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 21 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立時における基本財産は、金 33,000,000 円とする。

附 則

この寄附行為の改正は、平成 5 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。